

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十三号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第八条の規定により、公示する。

平成二十九年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

平成二十九年四月一日